



みんなでつくる まちの基本ルール

市民懇話会で検討をすすめています

2月27日、第2回の市民懇話会を開催しました。
「自治基本条例が今、なぜ必要なのか。どういう意義があるのか」の議論に入る前に、市民懇話会のアドバイザーである浅野一弘氏から「自治基本条例の意義」と題した講演を聴き、その後、質疑、意見交換を行って基本的な考え方、意義などについて認識を深めました。

講演 「自治基本条例の意義」・質疑、意見から
講師 市民懇話会アドバイザー
浅野一弘氏
(札幌大学法学部自治行政学科准教授)

なぜ自治基本条例が必要なのでしょう

地方分権一括法の施行が大きな影響を与えています。
知事や市町村長を国の機関として、国の事務を処理させる仕組みが廃止され、法律上、国と地方が上下関係から対等な関係になりました。
また、国と地方が分担する役割が明確になり、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることが基本とされました。
つまり、地方のことは、地方が決める。ということが明らかになりました。
「財政の制約」
国も地方も厳しい財政状況にありますし、好転する兆しは見えません。そうした財政の問題も大きな要因だと思えます。
財政が豊かであればできる仕事も、そうでなければ我慢しなければなりません。何を我慢してどの仕事を行うのか。それを決めるときには透明性が必要です。
民主的な社会を作るための必要条件を担保することが必要だと思えます。



地方のことは、地方が決めるには

住民が積極的に市政に参加する制度的枠組みを担保するのが自治基本条例であるうと思えます。

検討するにあたって

名寄市の自治にかける意気込みを表明すべきであると考えます。注意すべきことは、説明責任として、住民にわかりやすいものでなければならぬということ。誰が見てもわかる条例になる工夫が必要です。
条例を制定するには、それを意識しなければ意味がありません。自治基本条例を制定するということは、その条例を生かすスタート地点に立つということです。

出前トークメニューに「自治基本条例って何だろう」を追加しました。ぜひご利用ください。

問い合わせ 地域振興課地域自治係(市役所名寄庁舎3階) ☎01654 2111(内線3313)
E-mail ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp http://www.city.nayoro.lg.jp/

今「地球環境」を考える

シリーズ第1弾



今年7月に洞爺湖サミットが開催されますが、その主要な議題は二酸化炭素排出削減です。世界各国が本気になつて取り組まなければ、温暖化による環境破壊は避けられない状況です。この美しい地球と環境を後世に引き継ぐために何ができるか、このシリーズで考えて行きたいと思えます。

4月1日からご家庭から出る廃食用油を拠点回収(二酸化炭素の削減を实践してみませんか?)

ご家庭の廃食用油をバイオディーゼル燃料(軽油の代替燃料)にリサイクルしませんか!
回収する油は?

- ・回収する油 サラダ油、菜種油、紅花油、コーン油、ひまわり油、大豆油など、一般家庭から出される廃食用油で植物を原料とした食用油に限ります。
- ・回収しない油 動物性油(バター、ラードなど)、機械油(エンジンオイル、グリース)、パーム油、ドレッシングなど油以外のものが混ざつたもの。

廃食用油の出し方

廃食用油は、天ぷらカスなどを取り除いてください。
飲料用ペットボトル(1リットル)2リットル程度)に入れてしっかりとふたをしてください。

さい。
ペットボトルの9分目程度までためてから出してください。
紙パック・缶・ガラス瓶は漏れ防止のため使用しないでください。
回収施設に設置している回収ボックスに入れてください。
漏れの防止のため、なるべく衝撃を与えないように入れてください。

廃食用油拠点回収施設

- ・市役所名寄庁舎大通南1丁目 ☎01654 2111
 - ・市役所風連庁舎風連町西町1番地 ☎01655 2596
 - 1 総合福祉センター西1条南12丁目 ☎01654 9862
 - ・市民文化センター西13条南4丁目 ☎01654 2218
 - ・保健センター西2条北5丁目 ☎01654 1468
 - ・風連町福祉センター風連町南町85 ☎01655 2531
 - ・内淵最終処分場字内淵 ☎01654 1598
 - ・風連最終処分場風連町字中央768 ☎01655 2004
- 廃食用油の受け入れは、各施設の開館時間や曜日により異なりますのでご注意ください。
事業系で廃食用油引き取り希望の場合は生活環境課まで直接お問い合わせください。
お問い合わせ 生活環境課廃棄物対策係 ☎01654 2111(内線3123)